

墨田区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>(4)～(6) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第2条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>(4)～(6) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p>	<p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p>

【施行日】平成28年4月1日